

公益財団法人日本体育協会
スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）倫理規程及び加盟団体規程に基づき、スポーツにおける暴力行為等に関する相談に対応するため、スポーツにおける暴力行為等相談窓口（以下「相談窓口」という。）に関することを定めるものとする。

(体 制)

第2条 本会は、相談窓口を本会倫理委員会の下に置き、その事務は本会事務局総務部が所掌する。

2. 本会は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部または一部を一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（以下「法センター」という。）に委託することができる。

(対象の範囲)

第3条 相談窓口は、本会倫理規程第4条に定める行為及び加盟団体規程第6条、第7条、第8条並びに第12条に定める事項を対象とする。

(相談窓口を利用できる者の範囲)

第4条 相談窓口を利用できる者は、本会倫理規程第2条に定める者及びその関係者等、並びに本会加盟団体・準加盟団体等とする。

(利用方法)

第5条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能とする。

2. 本会は、前項の利用方法について、本会ホームページや情報誌「Sports Japan」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

3. 相談窓口では、相談をする者（以下、「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあつては被害者等本人を含む。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進める。

4. 相談窓口は、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。

5. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、暴力行為等に係る行為者の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、当該行為があつたと認められる相当な根拠をできる限り収集するよう努める。

6. 相談者の連絡先が確保できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。
7. 相談窓口は、相談を受けた場合は、本会担当部署、法センター、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。

(対応手順)

第6条 対応手順については別に定める。

(情報の保護)

- 第7条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかるとする事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。
2. 本会は、相談窓口を外部に委託する場合は、法センターに対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。
 3. 本会は、第1項及び第2項の定め違反して、秘密を漏洩した者がいた場合は、本会所定の規程等に従って相当な処分を課す。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。

(結果の開示)

- 第9条 本会は、相談について必要な対応を講じた場合、相談者又は相談内容に係る利害関係者からの請求に応じて、その対応の内容を開示する。
2. 前項に定める者以外からの開示請求には、正当な理由がある場合を除き、応じない。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、本会倫理委員会において定める。

附則

1. この規程は、平成25年3月13日から施行する。

附則

2. この規程は、平成26年11月12日から施行する。